

【例6】事業報告書例

平成25年度 大阪市立東住吉会館 事業報告書

施設概要

施設名	大阪市立東住吉会館
所在地	大阪市東住吉区東田辺2-11-28
施設規模	・構造：鉄筋コンクリート造 地上3階建の2階フロア ・延床面積：571.777㎡
主な施設	・大会議室1部屋、会議室3部屋、和室2部屋

指定管理者

団体名	株式会社 ハウスビルシステム
主たる事務所の所在地	大阪市北区梅田1-2-2-1200
代表者	坂下 芳史
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
報告対象期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日
担当者	山根 勉
連絡先	大阪市北区梅田1-2-2-1200 電話番号：06-6346-5454

1 指定管理業務の実施状況

<p>・管理運営方針</p> <p>平成25年度大阪市東住吉会館管理運営業務の実施計画に基づき、「コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び増進を図るとともに、市民の集会その他の各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与する」という区役所附設会館の設置目的を十分に踏まえて、適切かつ円滑な管理運営業務の遂行に努めていた。</p> <p>そのなかでも、地域に根差した各種団体等との強固かつ円滑な連携を図り、市民に誇れるまち、住みよいまちの創造に寄与した。特に、施設単体のみの運営努力ではなく、周辺地域や団体等の複数の力を合わせ、利用者サービスの向上、利用促進を行った。</p>

- ・職員の配置状況

事業計画書に基づき、館長1名・副館長1名・他4名のローテーション勤務で、配置していた。

- ・維持管理に係る事項（定期点検、緊急時対応等）

保守点検・清掃業務・警備保安業務

- ・関係機関との連携状況等

東住吉図書館・東住吉老人福祉センター・東住吉子ども子育てプラザと適宜、連絡・情報共有を行っていた。

2 利用状況

月別開館日数、利用人数、使用料（利用料金）収入 等				
月	開館日数(日)	利用人数(人)	利用件数(件)	収入計(円)
4月	30	4,533	267	286,330
5月	31	4,646	251	301,020
6月	30	4,528	278	305,030
7月	31	4,440	303	302,540
8月	31	4,169	268	216,480
9月	30	4,796	293	354,640
10月	31	5,249	325	270,200
11月	30	5,122	334	301,630
12月	28	4,462	284	285,020
1月	28	4,073	289	317,910
2月	28	4,450	316	314,950
3月	31	4,832	298	314,730
合計	359	55,300	3,506	3,570,480

※使用料（利用料金）は会議室の大小や曜日、使用目的により異なるため、月合計収入にまとめている。

3 実施事業・自主事業

別添「平成25年度 自主事業報告書」参照

4 収支決算状況

収入・・・管理代行料、自主事業収入、雑収入 等

	収入金額(円：税込)
業務代行料	19,856,787
その他	109,093
合計	19,965,880

支出・・・人件費、事務費、事業費、管理費、光熱水費、その他経費 等

	支出金額(円：税込)
人件費	13,500,000
事務費	2,010,380
管理費	1,500,500
光熱水費	1,200,000
その他経費	1,755,000
合計	19,965,580

※ 当初提案での費目分けで報告させること

5 その他

・サービス向上

施設の維持管理を丁寧に心がけ、様々な年齢層の方々が快適に気持ちよく利用できるよう、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていた。

・市費縮減に係る取組状況報告

管理運営初年度ということもあり、事務費用が想定以上となったようだが、施設管理費用や光熱水費については、冷暖房機器のこまめな入り切りや各位による日常チェックの充実等により縮小することができた。人件費についても無駄な残業をなくすことにより若干縮減できている。

・利用者から苦情、意見、要望等への対応状況報告

指定管理者職員間での話し合いや区役所担当者との協議・検討を行い、対策を講じていた。

・研修実績

マナーや施設管理運営の基本的な事項のスキルアップ研修にとどまらず、コミュニティづくりの課題などのテーマを設定した研修をし、指定管理者職員の能力向上を目指していた。

・利用者モニタリングの実施状況

イベント開催の際には必ずアンケートを実施して、利用者の意見・

考えを把握しようと、指定管理者職員間で議論し、今後の会館運営に反映させるよう努めていた。

・個人情報保護への取組状況

大阪市個人情報保護条例の趣旨を十分に理解した上で、利用者の個人情報保護の重要性を認識し、漏洩・滅失・毀損などの防止を図っている。また、個人情報保護に必要な体制の整備及び措置を講じている。